

令和元年度

岡山県国民健康保険運営協議会  
(第1回)

説明資料

【岡山県国民健康保険運営方針の取組状況】

令和元年8月29日

岡山県保健福祉部

## 目 次

- 岡山県国民健康保険運営方針について・・・・・・・・・・ 1
- 平成30年度の取組状況について・・・・・・・・・・ 2
- 現年分の保険料(税)収納率目標の設定状況・・・・・・・・ 13
- 運営方針の改定に向けた今後のスケジュール案・・・・ 15

# 岡山県国民健康保険運営方針について

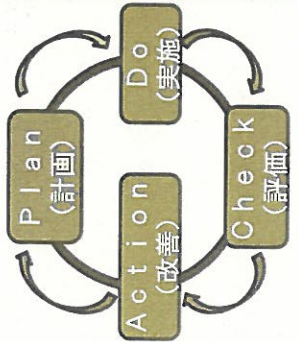
## 県国保運営方針＝県内の統一的な運営方針として策定

### 策定の趣旨等

#### 第1章 基本的事項

- 持続可能な国保制度となるよう制度を安定化
- 県と市町村が一体となって国保事業を共通認識で実施
- 市町村が引き続き担う事務の共同化、効率化の推進

対象期間：3年間  
(平成30～令和2年度)  
3年ごとに見直し



### 構成

#### 第2章 国民健康保険の財政運営の考え方

- 被保険者数及び世帯数等の状況
- 医療費の動向及び将来の見通し
- 国保財政運営の現状
- 赤字解消・削減取組及び目標年次

#### 第3章 納付金及び標準保険料(税)の算定方法

- 納付金の算定方法(医療費水準の反映等)
- 標準保険料(税)の算定方法
- 激変緩和措置

#### 第4章 保険料(税)徴収の適正な実施

- 収納率の推移
- 収納対策：  
口座振替の勧奨又は原則化、コンビ二収納、コールセンター設置、納付相談、財産調査・差押、滞納整理機構等の活用等

#### 第5章 保険給付の適正な実施

- 県による保険給付の点検等：  
全市町村での実地指導、岡山県給付点検調査事務処理方針の策定
- レセプト点検の充実強化：  
国保連への点検委託、点検員の独自雇用、入院中の他医受診者等の独自リストの作成・点検、点検員研修会の開催等
- 療養費の支給の適正化
- 第三者行為求償事務の取組強化

#### 第6章 医療費適正化の取組

- 医療費適正化に向けた取組：  
発症予防・重症化予防・再発防止の推進、重複・頻回受診や重複投薬の是正に向けた取組、後発医薬品の使用促進に向けた取組、健康づくりに向けたインセンティブ事業の実施等
- 医療費適正化計画との関係等

#### 第7章 事務の広域的・効率的な運営の推進

- 保険者事務の共同実施：  
被保険者証の一括作成、医療費通知の作成、薬品差額通知及び削減効果実績の作成等
- 市町村事務処理標準システムの導入促進
- 県による審査支払機関への診療報酬の直接支払
- 情報セキュリティ対策

#### 第8章 保健医療・福祉サービス等施策との連携

- 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携に関する取組：  
保健事業支援員の設置、地域包括ケアシステムの構築のための被保険者を含む高齢者の自立・健康づくりに向けた住民主体の地域活動への支援、国保直設施設の積極的活用等
- 他計画との整合

#### 第9章 国保運営における必要な措置

- 県国民健康保険運営方針等連携会議の設置
- 県国民健康保険団体連合会との連携

### 概要

- 被保険者数及び世帯数等の状況
- 医療費の動向及び将来の見通し
- 国保財政運営の現状
- 赤字解消・削減取組及び目標年次

- 納付金の算定方法(医療費水準の反映等)
- 標準保険料(税)の算定方法
- 激変緩和措置

- 収納率の推移
- 収納対策：  
口座振替の勧奨又は原則化、コンビ二収納、コールセンター設置、納付相談、財産調査・差押、滞納整理機構等の活用等

- 県による保険給付の点検等：  
全市町村での実地指導、岡山県給付点検調査事務処理方針の策定
- レセプト点検の充実強化：  
国保連への点検委託、点検員の独自雇用、入院中の他医受診者等の独自リストの作成・点検、点検員研修会の開催等
- 療養費の支給の適正化
- 第三者行為求償事務の取組強化

- 医療費適正化に向けた取組：  
発症予防・重症化予防・再発防止の推進、重複・頻回受診や重複投薬の是正に向けた取組、後発医薬品の使用促進に向けた取組、健康づくりに向けたインセンティブ事業の実施等
- 医療費適正化計画との関係等

- 保険者事務の共同実施：  
被保険者証の一括作成、医療費通知の作成、薬品差額通知及び削減効果実績の作成等
- 市町村事務処理標準システムの導入促進
- 県による審査支払機関への診療報酬の直接支払
- 情報セキュリティ対策

- 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携に関する取組：  
保健事業支援員の設置、地域包括ケアシステムの構築のための被保険者を含む高齢者の自立・健康づくりに向けた住民主体の地域活動への支援、国保直設施設の積極的活用等
- 他計画との整合

- 県国民健康保険運営方針等連携会議の設置
- 県国民健康保険団体連合会との連携



平成30年度の取組状況について

国保運営方針		取組の状況
第4章 保険料徴収の適正な実施	第1節 現状 2 収納対策の実施状況 ・口座振替の原則化、インターネット公売、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替等の実施	市町村 ●口座振替の勧奨又は原則化、ペイジー口座振替、コンビニ収納、インターネット公売 ●コールセンター設置、訪問催告、納付相談（夜間・休日、短期証・資格証の更替） ●多重債務者や生活困窮者に対する専門相談機関の紹介 ●財産調査・差押（タイヤロック等）・搜索 ●滞納整理機構、市町村税整理組合の活用 ●収納対策のマニュアル等の作成 ●滞納整理強化月間の設置
	第2節 収納対策 1 収納率目標の設定 (2) 設定方法 ・運営方針期間内の目標設定及び公表	市町村 県 <目標設定状況：20/27市町村（74%）> 詳細は13ページを参照 ●全国上位30%水準達成市町村数：7市町村（H29年度実績）
	2 収納不足の要因分析 ・収納不足の要因分析、対策整理及び収納率向上の取組（標準的な収納率の最低基準を下回る市町村）	市町村 県 ※対象市町村なし
3 収納率目標達成に向けた取組 (1) 口座振替促進等広報事業 ・県広報紙等の活用、市町村の共同事業として実施する広報事業に対する支援 (2) 収納担当職員の研修 ・市町村の初任者及び実務担当者向けの研修の実施 (3) 国民健康保険料（税）収納率向上アドバイザー活用事業 ・「国民健康保険料（税）収納率向上アドバイザー」の活用等による収納率向上に資する研修や収納率向上の取組に対する相談事業の実施	市町村 県 ●市町村広報紙へ掲載のための口座振替促進に係る勧奨記事の提供（6月） ●国民健康保険事務初任者研修にて、収納事務に係る基本事項の説明（5/18） ●国民健康保険料（税）収納率向上アドバイザーによる研修会（11/15）	

国保運営方針		取組の状況	
第5章 保険給付 の適正な 実施	(4) 財政支援の実施 ・各市町村の各年度の収納率状況や収納率向上の取組状況に応じた財政支援の実施	県	●国民健康保険保険給付費等交付金(特別交付金・県特別調整交付金)を活用した、収納事務に係る口座振替促進のパンフレット作成、徴収職員の全国研修会への参加等の支援(実施団体:22市町村)
	第1節 現状		
	4 不正請求への対応状況 ・保険診療の質的向上と適正化を目的とした保険医療機関等に対する指導、監査、診療報酬の返還	県	●厚生局岡山事務所と共同で保険医療機関等の個別指導を実施 医科66件、歯科21件、調剤50件のうち監査案件なし。
	第2節 県による保険給付の点検、事後調整		
	1 市町村が支給決定した保険給付の点検 ・医療給付専門指導員による実地指導等 ・複数市町村を跨いだ視点での点検	県	●全市町村での実地指導
	2 広域対応が必要な不正利得返還事務 ・効率的な徴収と市町村の事務処理の負担軽減のための県による一括返還請求	県	●岡山県給付点検調査事務処理方針の策定(県が実施する広域的又は専門的見地からの点検について規定)、具体的実施は国保総合システムの機能追加を待って内容を検討予定
	第3節 療養費の支給の適正化 (1) 事例の情報提供等 ・情報交換を含めた研修会、県後期高齢者医療広域連合も加えた検討会の開催	県	●受託案件なし ※岡山県保険医療機関等に係る不正利得の回収に係る事務処理規約を施行(4/1)
	(2) マニュアルの作成等 ・適正実施のための療養費支給に関するマニュアル作成のほかに説明会の開催	県	●柔整療養費担当者研修会を開催して、点検・調査等の説明、事例紹介等を実施(6/1)
	(3) 定期的・計画的な指導や助言の実施 ・医療給付専門指導員による指導や助言の実施	県	●患者調査様式等を示して研修会で説明、マニュアル等は未作成
	第4節 診療報酬明細書(レセプト)点検の充実強化 (1) 点検データによる効率的な点検の促進 ・点検データを活用した効率的な点検の実施、医療給付専門指導員による助言等の実施	市町村	●全市町村で実地指導を実施
	県	<p>&lt;取組状況:27/27市町村(100%)&gt;</p> <p>【点検促進の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●レセプト点検員の独自雇用、国保連へのレセプト点検委託</li> <li>●国保連の毎月の研修会参加、県配置医療給付専門指導員の助言による点検水準の向上</li> <li>●入院中の他医受診や入院が月2カ所以上ある人のリスト作成・点検</li> <li>●国保連提供の点検データを独自加工した活用(医療費と療養費の併用、第三者行為の疑いのあるレセプトの確認及び調査。頻回受診者・薬剤重複投与者等の抽出等)</li> </ul>	
	県	●国保連が提供する点検データの活用について各市町村へ助言	

国保運営方針		取組の状況	
(2) レセプト点検研修事業の実施 ・レセプト専門点検員を対象とした研修会の実施	県	●レセプト点検員研修会 (10/26、3/6)	
(3) 定期的・計画的な指導や助言の実施 ・医療給付専門指導員による市町村ごとのレセプト点検実地指導や助言の実施	県	●全市町村での実地指導を実施	
(4) レセプト点検業務推進会議の実施 ・業務効率化に必要なシステム改修や効果的な点検方法について検討を行うレセプト点検業務推進会議の実施	県	●4回開催 (5/23、7/30、11/6、2/8) ※点検の一拠点化に伴う留意点、点検システム関係、マニュアル作成等について協議	
第5節 第三者行為求償事務、過誤調整等の取組強化 1 第三者行為求償事務の取組強化 (1) 第三者行為求償事務担当者研修会の開催 ・「国民健康保険第三者行為求償事務アドバイザー」などを招いた研修会の開催 (2) 第三者行為求償事務研究会の設置 ・県及び市町村は、直接請求事務を実施する国保連との協議を進め、可能な事案から速やかな実施を目指す。	県	●国民健康保険事務初任者研修にて概要説明 (5/18) ●事務担当者研修会 (10/24) (国保連)	
(3) 周知広報の強化 ・県・市町村でホームページや広報紙等を活用した傷病届の提出に係る周知	県	●研究会を開催して情報交換を実施 (2/26) (国保連) ※国保連への直接求償委託8件 (うち完了1件)	
	市町村	●市町村との会議等において損保会社による傷病等届の代行提出に係る通報制度の活用を依頼 ●保険者機能強化基金を活用した、国保広域共同事業による被保険者向け啓発ポスター作成支援 <取組状況：27/27市町村 (100%) > 【周知広報媒体】 ●市町村ホームページ・広報紙掲載による周知 (様式提供等) ●被保険者証交付・更新時にパンフレット等を送付	
	市町村	<取組状況：22/27市町村 (81%) >	
・第三者行為求償に係るホームページ設置、被保険者証交付時等における傷病届の提出義務の周知 (4) 関係機関からの情報提供体制の構築 ・第三者行為の把握の観点から県・市町村で関係機関からの情報提供体制構築の取組	県	●衛生担当部署から食中毒情報の提供あり <取組状況：15/27市町村 (56%) > 【関係機関】 県、保健所、庁内関係課 (食中毒情報や相談内容等)、 消防署 (交通事故による救急搬送、国保直診に第三者によるけが等)、 地域包括支援センター、損害保険各社、消費生活センター、管内警察署	

国保運営方針		取組の状況	
第6章 医療費適 正化の取 組	2 保険者間調整の促進 ・被保険者の同意を前提にした保険者間での直接調整の促進 ・国被保険者資格喪失後の保険医療機関の適正な受診に関する被保険者への周知、他の医療保険に加入後も国保資格喪失の届出を行っていない者に対する早期の届出勧奨の広報の実施	県	●保険者に対し必要に応じて助言 ●保険者実地指導時に適正な届出の周知について助言 ●保険者機能強化基金を活用した、国保広域共同事業による届出推奨のための新聞折込広告の実施支援
	第1節 現状 1 特定健康診査の受診状況及び特定保健指導実施状況 (4) 重複頻回受診・重複投薬への訪問指導の実施状況 ・重複受診者や頻回受診者、また重複投薬される者を把握し是正を図るため、訪問指導など受診の適正化に向けた取組の促進	県	●保険者実地指導時に適正化に向けた取組について助言
	第2節 医療費適正化に向けた取組 1 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上に向けた取組 (1) 被保険者への普及啓発 ・県広報紙などによる特定健診と特定保健指導の必要性やその効果等のPRの実施、国保連と連携した普及啓発の実施、岡山県愛育委員連合会や岡山県栄養改善協議会の協力を得た特定健診受診の普及啓発 ・「おかやま在宅保健師等の会「ももの会」」の協力を得た電話勧奨等の未受診者対策事業の実施	県	●各市町村保険者や国保連と連携し、受診率向上のための広報など広域的共同事業を実施したほか、愛育委員・栄養委員の協力を得ながら受診促進に努めた。 ●保険者機能強化基金を活用した、国保広域共同事業による受診勧奨のためのTVCMの実施、啓発資料の作成支援
		国保連	●委託市町村数：16市町村 電話勧奨に携わった「ももの会」会員：18名 電話勧奨に要した日数：延185日
	(2) 市町村への助言 ・国保連と連携し、地域の疾病状況や先進的な取組事例等について、各保健所を通じた情報提供、研修の実施	県	●国保連と連携し、特定検診等に関する人材育成のための研修会を開催
	2 生活習慣病対策に向けた取組 (1) 発症予防（一次予防）の推進 ① 規則正しいバランスの取れた食事等による適正体重維持についての普及啓発、食塩摂取量の減少など食生活改善に向けた栄養委員が行う減塩活動や声かけ運動などの支援 ② 身体活動・運動と生活習慣病との関係に係る正しい知識の普及啓発、愛育委員などを通じた運動習慣の定着を図るための働きかけ ③ 歯周病と糖尿病の関係等セルフケアの重要性などの普及啓発、県による成人歯科保健対策としての市町村の歯周疾患検診の取組支援	県 市町村	●栄養委員研修会、食生活講座、一口運動による健康づくり普及事業、減塩普及及活動、生活習慣改善サポーター研修会等 <取組状況：23/27市町村（85%）>
		県 市町村	●愛育委員活動において、地域での声かけ、訪問、研修会を実施し、生活習慣病の正しい知識の啓発、運動習慣の定着を図った。 <取組状況：24/27市町村（89%）>
		県 市町村	●歯と口の健康週間、いい歯の日を中心とした普及啓発 ●市町村の歯科保健対策への専門的・技術的支援 <取組状況：24/27市町村（89%）>

国保運営方針		取組の状況
<p>(2) 重症化予防（二次予防）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病と高血圧性疾患等の複数疾患を持つハイリスク者を抽出し、医療受診必要者に適切な受診と治療継続の働きかけ</li> </ul>	市町村	<p>&lt;取組状況：23/27市町村（85%）&gt;</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ハイリスク者抽出例～</li> <li>●血糖値125mg以上又はHbA1c6.0～6.5%以上、中性脂肪300mg/dl以上、血圧160/100mmHg以上など</li> <li>●働きかけ例～</li> <li>●文書、電話、または訪問による受診勧奨</li> <li>●保健師・看護師等による訪問指導</li> <li>●医師会等との連携による定期的な面談等による指導</li> <li>●糖尿病予防教室を開催し、医師、保健師、管理栄養士による個別相談</li> </ul>
	県	<p>●H30年3月に県の重症化予防プログラムを策定し、市町村対象の研修会等を通じてその浸透を図った。</p>
<p>(3) 再発防止（三次予防）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医師会等関係者との連携のもと保健所における医療機関の連携推進に向けた調整</li> </ul> <p>3 重複・頻回受診、重複服薬の是正に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重複・頻回受診の被保険者に対する適正受診についての訪問指導等の取組、重複投薬の被保険者に対する適切な服薬についての訪問指導等の取組</li> </ul>	県	<p>●保健所が各市町村や地域の医師会等と連携を図りながら、かかりつけ医等の連携推進に向けた調整を図った。</p>
	市町村	<p>&lt;取組状況：22/27市町村（81%）&gt;</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者例～</li> <li>●同一月に3以上の医療機関等から同一薬剤の処方を受けた者</li> <li>●3ヶ月連続して1ヶ月に同一薬剤または同様の効能・効果を持つ薬剤を複数の医療機関から処方されている者</li> <li>●同系の疾患で2カ月以上の医療機関に4ヶ月以上受診している者</li> <li>●働きかけ例～</li> <li>●保健師、看護師、国保担当職員による訪問・電話指導</li> <li>●医師会・薬剤師会と連携して主治医からの適正受診・適正服薬の指導</li> <li>●適正な医療に関する市独自のチラシの送付</li> </ul>
<p>・レセプトデータによる対象者の抽出や訪問指導等の在り方についての市町村へ助言</p> <p>4 後発医薬品の使用促進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連と連携した後発医薬品調剤実績や削減効果実績の把握、後発医薬品を使用した場合の自己負担額の差額通知の実施、後発医薬品の使用促進に向けた取組の実施</li> </ul>	県	<p>●保険者実地指導時に国保連から提供される対象者リストの活用等について助言</p>
	市町村	<p>&lt;取組状況：27/27市町村（100%）&gt;</p> <p>【実績把握・差額通知以外の使用促進の取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ジェネリックお願いかード付保険証ケース、ジェネリック医薬品希望シールの配布</li> <li>●広報誌、パンフレット、啓発用ティッシュ等による周知</li> </ul>





国保運営方針		取組の状況	
8	<p>被用者保険等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県と全国健康保険協会岡山支部との県民の健康づくりに取り組み協定を基に、特定健診・がん検診の受診促進や健康づくり対策事業などについて連携した取組の実施</li> <li>生活習慣病予防のための健康教育、保健指導などの保健事業を実施する岡山県保険者協議会と連携した取組の実施</li> </ul>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>おかやま健康づくりアワードにおいて、健康経営に取り組み企業の表彰を実施し、働く世代の健康づくりを推進した。</li> <li>保険者協議会と連携した特定検診受診率向上のための啓発</li> <li>特定保健指導実践者育成のための研修会</li> </ul>
	<p>9</p> <p>県による財政支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県交付金を活用した、市町村の被保険者への特定健診、特定保健指導等の実施、医療費通知の実施、重複・頻回受診、重複服薬是正等の医療費適正化に向けた取組促進の支援</li> </ul>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険給付費等交付金（特別交付金・県特別調整交付金分）を活用して、医療費適正化に向けた取組促進を支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト点検状況：20市町村</li> <li>医療費通知の状況：26市町村</li> <li>医療費適正化特別対策事業：24市町村</li> <li>特定健診・特定保健指導実施向上事業：25市町村</li> </ul> </li> <li>健康づくりに向けたインセンティブ事業の取組促進を図るための支援メニューの新規設定（実施はR1年度から）</li> </ul>
第3節	岡山県医療費適正化計画（第3期）との関係等	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療給付専門指導員の増員によるレセプト点検の強化</li> <li>保健事業支援員の設置によるKDBデータを活用した市町村の支援</li> </ul>
第1節	<p>1</p> <p>広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同化に参加可能な市町村から、随時国保連が実施する次の共同事業の取組に参加</li> <li>市町村の費用削減や事務負担軽減に資する取組の検討、市町村の意見や要望を聴取し、共同事業の取組を実施</li> </ul>	市町村	<p>&lt;取組状況：8/8市町村（100%）&gt;</p> <p>【分析、検討等実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年齢別・疾病別医療費を分析しデータヘルス計画にて、適切な保健事業を計画・実施</li> <li>KDB等を活用した要因分析、課題抽出、対策検討等によりデータヘルス計画を策定。計画に基づき、未受診者対策等を計画的に実施。</li> <li>毎年実施しており、病院の病床数の過剰等が挙げられる。</li> </ul>
		県	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険者実地指導時にレセプト点検強化や医療費分析データの活用等について助言</li> </ul>
第7章	<p>広域的及び効率的な運営の推進</p>	国保連	<ul style="list-style-type: none"> <li>9/21市町村説明会時にH30年度からの取組事業の紹介を行い、下記（2）の取組において、R1年度から新たに2市町村が参加見込みとなった。</li> <li>年間通じて、市町村からの要望等を受け付けており、早期対応が可能なものはその都度対応し、対応困難なものはR1年度の調達の際、仕様書を見直し、反映させるなどの取組を行った。</li> </ul>

国保運営方針		取組の状況
(1) 被保険者証の一括作成 ・被保険者証の有効期限の統一、台紙作成から印刷、封入封緘までの一連の作業に係る共同事業の取組を実施	国保連	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委託市町村数：7市町村</li> <li>●10月更新分の被保険者証一括作成を実施。被保険者証のほか、被保険者データの差分リストを作成し、被保険者の異動による市町村の引抜作業等の事務負担軽減を図った。</li> <li>●委託事務内容の変更：H29⇒H30 (国保連) 台紙作成、(市町村) 印字～発送 ⇒台紙作成～印字まで国保連</li> </ul>
(2) 高額療養費申請勧奨通知の作成 ・作成条件の統一化など共同事業の取組を実施	国保連	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委託市町村数：27市町村(送付までは6市町村)、作成回数：毎月</li> <li>●高額療養費のお知らせ及び支給申請書の印刷、封入・封緘並びに引抜作業等を実施</li> <li>●委託事務内容の変更：H29⇒H30 (国保連) 台紙作成～名前等データ提供、(市町村) 打出し～送付 ⇒国保連で打出し～封入封緘～送付までの委託も追加</li> </ul>
(3) 資格過誤返戻 ・国保連が次期国保総合システムの機能を活用して資格確認を行い、市町村から被保険者の正しい資格情報を得た上で、保険医療機関等への返戻同意手続きを行う共同事業の取組を実施	国保連	<ul style="list-style-type: none"> <li>●H30からの新規取組</li> <li>●委託市町村数：23市町村</li> <li>●従来の返戻対象以外に①～④の電子レセプトについても返戻の対象とした。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①給付割合関連チャエック、②喪失後受診関連チャエック、③擬制世帯主関連チャエック、④負担区分関連チャエック</li> </ul> </li> <li>・エラーチャエック後、各市町村にエラーレセプトの一覧表を送付し、資格返戻の有無を判断後、その結果を国保連に返送</li> <li>・返戻指示のあったレセプトは、国保連から医療機関に返戻同意の有無を書面確認し、同意のあったレセプトを医療機関に返戻し、医療機関は翌月以降、正しい資格情報に基づき再請求を行う。</li> <li>・本運用を国保連が行うことにより、保険請求における決定処理が早まり、これまで市町村が行っていた過誤返戻業務の一部軽減を図った。</li> </ul>
(4) 医療費通知の作成 ・作成条件の統一など共同事業の取組を実施	国保連	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委託市町村数：27市町村、作成回数：6回</li> <li>●委託事務内容の変更：H29⇒H30 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知方法変更(封書⇒はがき)</li> <li>・発送時期を偶数月に統一</li> </ul> </li> <li>●作成・送付方法の変更により、郵便料金割引(△16%)が適用され、作成手数料と合わせ、市町村の経費削減を実現した。また、通知書裏面に確定申告の広告掲載し、活用促進を図った。</li> </ul>

国保運営方針		取組の状況
(5) 後発医薬品差額通知及び削減効果実績の作成 ・作成条件の統一など共同事業の取組を実施	国保連	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委託市町村数：26市町村、作成回数：3回 (岡山市へはデータ提供のみ)</li> <li>●差額通知にて後発医薬品への切替を促して使用促進を図ったほか、市町村に対して、保険者努力支援制度に対応した資料やマニュアルを提供し、普及率向上に向けた支援を実施</li> <li>●委託事務内容の変更：H29⇒H30               <ul style="list-style-type: none"> <li>・通知方法変更(はがきor封書選択)→はがきのみ(统一到統一)</li> <li>・国保連から被保険者あて直接送付に統一</li> </ul> </li> <li>●作成・送付方法の変更により、郵便料金割引(△10~11%)が適用され、作成手数料と合わせ、市町村の経費削減を実現した。</li> </ul>
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県内の保険者向けに市町村事務処理標準システムの説明会を実施(12月)</li> <li>●連携会議にて本システムのクラウド化に係る概要説明を実施(8月)</li> </ul>
	国保連	<ul style="list-style-type: none"> <li>●システム導入及び県クラウド構築の場合の各市町村の費用負担を試算し、導入の検討材料を提供</li> <li>●導入意向の市町村に対して、既存システムと標準システムの機能差異を洗い出し、外付けシステムの必要性を検討できる支援を実施</li> </ul>
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●H30年度から保険給付費等交付金(普通交付金分)の直接支払を実施</li> </ul>
2 市町村事務処理標準システムの導入促進 ・市町村における標準システムの計画的な導入の支援	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●H30年度から保険給付費等交付金(普通交付金分)の直接支払を実施</li> </ul>
	国保連	<ul style="list-style-type: none"> <li>●システム導入及び県クラウド構築の場合の各市町村の費用負担を試算し、導入の検討材料を提供</li> <li>●導入意向の市町村に対して、既存システムと標準システムの機能差異を洗い出し、外付けシステムの必要性を検討できる支援を実施</li> </ul>
3 県による審査支払機関への診療報酬の直接支払 ・市町村を経由することなく保険給付費等交付金を直接支払う仕組みの導入	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●H30年度から保険給付費等交付金(普通交付金分)の直接支払を実施</li> </ul>
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人情報を含む重要情報の適正管理のための十分な対策の実施</li> </ul>
4 市町村が取り組むべき情報セキュリティ対策 ・個人情報を含む重要情報の適正管理のための十分な対策の実施	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人情報を取り扱う基幹系ネットワークとインターネット接続する情報系ネットワークの分離</li> <li>●個人番号利用事務はそれ以外の業務のネットワークから切り離して運用</li> <li>●パスワードに併せて生体認証システムを導入</li> <li>●個人毎に使用履歴が把握できるように担当者ごとに業務権限を付与</li> </ul>
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健事業支援員の新規設置</li> </ul>
第1節 保健医療サービス・福祉サービス等との連携 (1) 県の取組 ・県は、市町村における保健事業と地域包括ケアシステム構築を支援するため、次の取組を進める。 ① 国保連と連携して、健康・医療情報に係る情報基盤である国保データベース(KDB)システムを活用し、市町村ごと健康課題や保健事業の実施状況を把握し、必要な助言や支援を行う。 ② 市町村が医療・介護等関係機関や関係団体との連携を図る上での支援を行う。	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係団体の合意形成と連携を進めるため岡山県在宅医療推進協議会を実施</li> <li>●県医師会が実施する医療介護連携体制整備事業への助成</li> </ul>



国保運営方針

取組の状況

<p>③ 全市町村において地域包括ケアシステムが構築されるよう、施策を定める。</p>	<p>● 第7期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画（H30～R2）に定める次の施策を実施          ①在宅医療と介護の連携の推進、②中重度者を支える在宅サービスの充実、          ③認知症施策の推進等、④地域支援事業の推進、          ⑤介護予防の推進・生活支援の体制整備、⑥住まいの安定確保</p>
<p>(2) 市町村の取組          ・市町村は、被保険者の健康づくりに取り組むとともに、住み慣れた地域で健康で暮らせる地域包括ケアシステムの構築のため、次の取組を進めることとする。</p>	
<p>① 地域包括ケアシステム構築に向けた庁内関係課組織（医療・介護・保健・福祉・住まい等）への国保担当課の参画</p>	<p>&lt;取組状況：18/27市町村（67%）&gt;</p>
<p>② 地域包括ケアシステム構築に向けた保険者・医療関係者・介護事業者、地域・生活支援関係者等で組織する地域のネットワーク会議への国保担当課の参画</p>	<p>&lt;取組状況：16/27市町村（59%）&gt;</p>
<p>③ KDBシステムを活用した保険事業・介護予防・生活支援対象被保険者の抽出及び保健師等による訪問事業の実施</p>	<p>&lt;取組状況：18/27市町村（67%）&gt;</p>
<p>④ 被保険者に対する保健活動・保健事業の実施状況に係る、地域の医療・介護・保健・福祉サービス関係者と情報共有</p>	<p>&lt;取組状況：18/27市町村（67%）&gt;</p>
<p>⑤ 被保険者を含む高齢者の自立、健康づくりに向けた住民主体の地域活動への支援の実施（愛育委員・栄養委員による介護予防・疾病予防を目的とした地域活動への支援など）</p>	<p>&lt;取組状況：22/27市町村（81%）&gt;          【支援例】          ● 愛育委員、栄養委員による健康づくり活動（健診受診勧奨、地区健康まつり・ウォーキング大会、高齢者への声かけ訪問、配食サービス、栄養教室、生活習慣病予防教室、ロコモ体操教室など）          ● 介護予防サポーターによる一般介護予防の運動教室</p>
<p>⑥ 地域医療の中核を担う国保直診施設の積極的活用（地域の医療・介護・保健・福祉の連携窓口とするなど）</p>	<p>&lt;取組状況：10/16 市町村（63%）&gt;          【活用内容】          ● 国保直診の医師による健康講話や体操等の健康教室          ● 居宅介護支援事業所と連携した在宅支援          ● 人間ドック等の保健事業の実施          ● 地域包括ケア会議等に直診施設の医師への参加</p>

国保運営方針

⑦ 後期高齢者医療制度と連携した保健事業の実施（健診データ等の提供や健診後における生活習慣病予防教室や健康教室の実施など）

市町村

<取組状況：13/27市町村（48%）>

【実施した保健事業】

- 健診の共同実施
- 特定高齢者結果に基づく慢性腎臓病予防のための個別通知や訪問指導を対象者が後期高齢者後も継続実施（5年間）
- 後期高齢者医療レセプトデータ（県）活用したデータヘルス計画に基づき介護予防の視点も入れた出前講座による健康教育
- 健診データ等の提供、精密検査該当者への精密検査依頼書の発行、生活習慣病予防教室・健康相談の実施

取組の状況

現年分の保険料(税) 収納率目標の設定状況

	現行運営方針の対象期間			R3年度	R4年度	R5年度	備 考
	H30年度	R元年度	R2年度				
岡山市	91.2%						H29年2月に政令市収納率順位の中位を目標設定
倉敷市	前年度収納率を上回る	93.60%	93.90%	94.20%	94.50%		全国上位30%水準は既に上回っているため、前年分(H29年度末92.51%)を上回ることを目標。H30年度末時点の収納率は93.04%で前年度を上回る。
津山市	93.93%	94.53%					R元年度は、津山市国民健康保険料収納対策プラン(H31.4.1策定)の目標収納率から、H30年度実績値を勘案して設定
玉野市	94.1%				94.1%		R8年度(2026年度)目標値も94.1%
笠岡市	94.2%以上						H30年度決算で既に達成済み
井原市	94.0%	94.0%	94.0%	94.0%			井原市国民健康保険税収納対策実施計画(H31.4.1~R3.3.31)、井原市第7次総合計画(前期：H30年度~R4年度 目標値94.0%)
備前市	95%以上						
総社市	95.00%	95.10%	95.20%				総社市国民健康保険税収納対策実施計画にて設定
高梁市							【未設定】国保税のみの目標設定はしておらず、設定時期も未定。国保税を含む市税収納率としての目標設定あり(現年99.5%)。
新見市	97%	97%					新見市国民健康保険税収納対策緊急プランで毎年設定
和気町	96.0%	96.0%					H31.4~ 2ヶ年計画
早島町							【未設定】R2年度目標を今年度中に設定予定
里庄町	99.0%	98.5%					前年度実績(H29は98.7%)を踏まえて毎年度設定

	現行運営方針の対象期間			R3年度	R4年度	R5年度	備考
	H30年度	R元年度	R2年度				
矢掛町	96.0%	98.0%	98.0%				H30年度末までで収納率96.0%
新庄村							【未設定】
勝央町							【未設定】96%を目安に収納に取り組んでいる。
奈義町							【未設定】
美作市	94.5%以上	94.5%以上					R2年度末の収納率を94.5%以上の達成を目標
西粟倉村		99.11%					
久米南町			98%				
吉備中央町							【未設定】滞納世帯個々のケースに対して、個別具体の対応を行うことに注力しており、現時点で全体の収納率については未設定
瀬戸内市	96.00%	96.00%					R3年度以降の目標は、瀬戸内市国民健康保険税収納対策実施計画を収納推進課にて策定予定
赤磐市		95%以上					
真庭市	95.2%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	97.0%	R元年5月改定の真庭市市税等滞納整理対策基本方針で、R元～R5年度の各年度の収納率目標数値を定める。また毎年度実績を検証し、必要に応じて見直しを行う。
鏡野町		97%以上					運営方針期間中に収納率を97%以上にする。
美咲町							【未設定】
浅口市	94.3%	94.8%	94.8%	94.9%			浅口市国民健康保険税収納率向上対策計画を作成。H30実績94.84%



運営方針の改定に向けた今後のスケジュール案

令和元年度 8月	第1回運営協議会 平成30年度の取組結果の報告
9月 ～1月	連携会議・WG…見直しに向けた協議・検討 平成30年度の取組の評価 令和元年度の取組状況のとりまとめ 運営方針の検証の実施
2月	第2回運営協議会 令和元年度の取組状況の報告 検証及び改定方針の審議
令和2年度 ～6月 7月 8月 11月 12月 2月	改定素案作成 ※連携会議・WGで随時協議・検討 市町村意見聴取 第1回運営協議会 改定案の諮問・審議 第2回運営協議会 改定案の審議・答申 改定運営方針 決定 ⇒ 公表 第3回運営協議会 改定運営方針に基づく令和3年度納付金等算定結果の報告
令和3年度 4月～	改定（次期）運営方針 対象期間